

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 地方創生及び地方制度改革推進に向けた共同提言

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会の三市長会は、今後の国の在り方を考え、住民本位の地方制度改革を実現するため、地方自治の当事者である我々が行動する必要があるとの認識のもと、真の分権型社会の実現に向けた取組を連携して行ってきた。

地方自治体を取り巻く状況は、地方の発意に根ざした取組である地方分権改革における「提案募集方式」が導入されたほか、「連携中枢都市圏」の形成が推進されるなど、新たな段階を迎えている。加えて、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の取組も開始され、各地方自治体には、地方の創意と工夫による主体的なまちづくりが求められているところである。

このような状況の中、一定以上の人口規模があり、地域の中心的な役割を担っている指定都市・中核市・施行時特例市は、地域の更なる活性化や日本の社会・経済の成長のため、これまで以上に果たすべき役割が大きくなっている。

そこで、地方がそれぞれの個性を生かし、自立した地方をつくる取組を一層進めるため、また、日本の総人口の約 43 パーセントに当たる約 5,500 万人が居住する指定都市・中核市・施行時特例市が抱える都市特有の課題の解決のため、次の提言内容の実現を強く要請する。

1. 三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会には、同様の仕組みが十分に確立されているとは言えない状況である。

については、国と地方の協議の場への三市長会各会の代表者の参画など、三市長会との定期的な協議の場を設けること。

2. 地方創生の一層の推進

(1) 地方創生の推進においては、地方自治体自らが地域の実情を踏まえ、地方版総合戦略を策定するとともに、住民に最も身近な基礎自治体が、自らの判断と責任により主体的行政運営を行い、課題を解決することを目指している。

こうした中、指定都市・中核市・施行時特例市は、それぞれの地域課題を解決していくことはもとより、近隣市町村との連携により地域全体の地方創生をけん引し、地域活性化を推進する役割も果たす必要がある。

については、指定都市・中核市・施行時特例市がこれまで以上に拠点性を高め、地域全体の地方創生を一層進められるよう、中長期的視点に立った更なる施策を講じること。

(2) コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るため、連携中枢都市構想の取組が進められているが、圏域の中心となっている都市が連携の取組を一層推進し、圏域全体の持続的発展につながるよう、連携中枢都市及び近隣市町村への財政面も含めた支援を強化すること。

また、同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応などは切実な課題であり、各都市が課題解決に向け近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があることも踏まえ、支援を強化すること。

(3) 地方版総合戦略の推進に対し、平成 28 年度に創設が予定されている新型交付金については、地域におけるけん引役としての役割を担う指定都市・中核市・施行時特例市が積極的に地方創生に取り組めるよう、地域の実情に応じて、真に課題を解決するための施策を強力に推進するために必要な額を継続的に確保するとともに、地域の実情に応じ効果的に活用できる自由度の高い制度とすること。

3. 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい地方制度の実現を目指した取組が行われている。しかしながら、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿ったまちづくりを行うためには、事務・権限及び税財源の移譲は、未だ不十分であると言わざるを得ない。

については、国及び都道府県から指定都市・中核市・施行時特例市への事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めること。

また、指定都市市長会が提案している「特別自治市」など地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現や、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会が求めているように、地域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲を受けられる制度を拡充することなど、地方制度改革を積極的に進めること。

(2) 現在、国においては、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているところであるが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その發意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度により移譲がなされている権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる地方自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。

また、大都市に関する特例などにより指定都市に事務・権限が移譲され、住民の利便性の向上及び行政の効率化で大きな成果を挙げている事項について、指定都市が円滑に事務を執行できるよう支援を行うとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

あわせて、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講じること。

4. 地方税財政制度の再構築

(1) 地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革などに伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

加えて、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

また、法人実効税率を更に引下げるための措置を講じる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うとともに、地方交付税原資の減収分についても、法定率の引上げによって対応すること。

(2) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げなど、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

平成27年10月16日

指 定 都 市 市 長 会
中 核 市 市 長 会
全国施行時特例市市長会